

令和6年度第1回福島県社会福祉審議会議事録

日 時 令和6年6月11日（火）
午後1時30分～2時40分
場 所 杉妻会館 3階 百合の間

（部企画主幹） 時間前でございますが、あらかじめお配りした資料の確認をさせていただきます。次第及び出席者名簿、座席図、資料1、資料2、資料3でございます。お手元に不足する資料はございませんか。

また、社会福祉審議会はオンラインによる出席も対応しております。本日は、委員4名がオンラインでの出席となっております。映像や音声に乱れが生じた場合には、コメント機能もしくは電話で事務局担当者へお知らせください。

（開 会）

（部企画主幹） それでは定刻となりましたので、ただいまより、「令和6年度第1回福島県社会福祉審議会」を開会いたします。私、議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の高野剛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、福島県保健福祉部長の三浦爾より御挨拶申し上げます。

（保健福祉部長） 保健福祉部長の三浦でございます。開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より本県の保健福祉行政の推進に多大なる御協力をいただきありがとうございます、厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災から13年が経過いたしました。被災者の見守りや心身のケアの継続、県全域での医療・福祉・介護人材の確保など、本県を取り巻く課題は山積しております。こうした中、県といたしましても、本県の復興・創生が早期に実現できるよう、直面する課題に果敢に挑戦し、市町村、関係団体の皆様と共にしっかりと取り組んでまいります。

さて、本日の議題であります県立社会福祉施設のあり方につきましては、県で策定した工程表の期間が令和7年度で終期を迎え、策定当初から比べ社会福祉を取り巻く情勢も変化していることなどから、見直しに着手するものです。社会福祉審議会に専門分科会を設置し、改めて各施設のあり方を御議論いただきたいと思いますと考えておりますので、委員の皆様のお忌憚りのない御意見、御提案をよろしくお願いいたします。

本県の保健福祉行政を一層推進するため、引き続き、御支援と御協力をお願い申し上げます。

して、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(部企画主幹) 委員の皆様の名簿及び本日の出欠状況につきましては、御手元の委員名簿のとおりとなりますので御確認ください。

また事務局職員については、先ほど御挨拶申し上げました保健福祉部長の三浦のほか、御手元に配付しました事務局名簿のとおりです。

次に、定足数の確認をいたします。

本日は、審議会委員 22名のうち 17名の委員が出席されております。これは、福島県社会福祉審議会条例第 6 条第 4 項に規定する「過半数の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

なお、オンライン出席の吉田委員は会議の途中から出席されるということです。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行につきましては、福島県社会福祉審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、委員長が議長となります。

委員長には、挨拶を頂戴したのち、議事の進行をお願いいたします。

(鎌田委員長) 本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。昨年度審議会では保育所への適切な意見書を取りまとめることができました。また、けやき荘の事件についても注目が集まっているところであり、審議会に求められる役割はますます重要になっております。本日も慎重審議よろしくをお願いいたします。

はじめに、議事録署名人の指名ですが、私からご指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(鎌田委員長) ありがとうございます。それでは、福島県ボランティア連絡協議会会長の渡部孝二委員、福島県社会福祉法人経営者協議会会長の星光一郎委員をお願いいたします。

それでは、審議事項に入ります。まず始めに、「福島県社会福祉審議会運営規程の改正について」事務局から説明願います。

(保健福祉総務課長) (資料 1 に沿って説明)

(鎌田委員長) ただいま事務局から、「福島県社会福祉審議会運営規程の改正について」説明がありましたが、御意見、御質問等はございますか。

(意見なし)

(鎌田委員長) それでは、お諮りしたいと思います。福島県社会福祉審議会運営規程を改正することについて、御異議ございませんか。

(異議なし)

(鎌田委員長) それでは、運営規程を改正することといたします。

次の議題に移ります。「県立社会福祉施設のあり方専門分科会の設置について」です。事務局から説明願います。

(保健福祉総務課長) (資料2の1ページに沿って全般事項を説明)

(児童家庭課長) (資料2の3、4ページに沿って各所管施設について説明)

(障がい福祉課長) (資料2の4、5ページに沿って各所管施設について説明)

(保健福祉総務課長) (資料2の5ページに沿って各所管施設について説明)

(鎌田委員長) ただいま事務局から、県立社会福祉施設のあり方専門分科会の設置について説明がありました。御意見、御質問等はございますか。

(意見なし)

(鎌田委員長) それでは、お諮りしたいと思います。県立社会福祉施設のあり方専門分科会を設置することについて、御異議ございませんか。

(異議なし)

(鎌田委員長) それでは、県立社会福祉施設のあり方専門分科会を設置することといたします。

次に「専門分科会委員の指名」についてです。専門分科会に属する委員の指名については、福島県社会福祉審議会条例第7条の規定に基づき、委員長が指名することとなっております。事務局は、資料「県立社会福祉施設のあり方専門分科会委員名簿」を配布してください。

(分科会委員名簿の配付)

(鎌田委員長) 平成28年度に設置した同分科会の委員構成や、現在の審議会委員の専門性等を踏まえて指名いたしました。

この体制により、今年中を目途に施設のあり方の議論を進めてまいります。皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、この分科会の会長及び副会長の選任につきましては、分科会委員の互選で決定していただくことになっております。

分科会の開催にあたっては、担当課から別途案内がありますので、どうぞよろしくお願ひします。

(鎌田委員長) 続きまして報告事項に入ります。「福島県保健医療福祉復興ビジョンの指標見直しについて」です。

事務局から説明願ひます。

(保健福祉総務課長) (資料3に沿って説明)

(鎌田委員長) ただいま事務局から、「ビジョンの指標見直しについて」説明がりましたが、御意見、御質問等はございますか。吉原委員お願ひします。

(吉原委員) 指標 No. 87 の「地域に移行した障がい者数（精神障がい者）」について。障がい者の地域移行について、過去に精神障がい者の地域移行が非常に盛んだった時期がありました。軽度の方はその頃にほとんど地域生活に移行済みであり、今も施設にいる方は非常に重い方、難しい方という認識です。年齢を重ね、より地域への移行が難しくなっているということも踏まえ、地域移行を支援する計画であるべきと考えています。

もう1点、指標 No. 103 の「避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数」について。市町村で計画を作った後、問題は計画に沿った行動を取れるかどうか。計画の実行を支援できるよう、市町村に対する県からのアドバイスが必要。計画を作ったから終わりではなく、具体的に使えるようにしていただきたい。能登半島地震のように、地域の福祉施設や避難所自体が被災して、使用できなくなることも想定されます。山間部からの避難の場合、施設が集中する都市部へのアクセスも課題となっています。

(鎌田委員長) ありがとうございます。

吉原委員から2点、御意見がありました。障がい者の地域移行について、表だって表していただきたいということ、災害時の要支援者の避難について、実際に困難性を極めていることから、県からの支援が必要という御意見だと思います。このあたりいかがでしょうか。

(障がい福祉課長) 障がい福祉課でございます。

委員御指摘のとおり、障がいのある方が自分らしい生活を送れるよう、引き続き、障害福祉サービスの提供体制を整備など、地域生活移行を進めるための体制づくりを行ってまいります。

(保健福祉総務課長) 保健福祉総務課でございます。

災害時要支援者の避難対応については、指標の目標値である市町村1件以上の計画作成は全市町村が達成したものの、要支援者ごとの計画策定が必要であり、今後は市町村における計画策定数が増えていくことが重要と考えております。今後も引き続き市町村に対し計画作成支援を継続して実施していく必要があると考えております。また、能登半島地震における道路寸断による孤立等により、福祉避難所の開設などにおいて新たな課題も出ていることから、災害時の体制について、点検評価してまいります。

(篠原委員) 指標 No. 103 の「避難行動要支援者個別避難計画策定市町村数」について。民生委員が役割を期待されているところであり、1軒ずつ地域をまわって課題を整理しているところですが、要支援者に協力者がいないことや、協力者も複数人を同時に支援することは難しいことが課題です。計画が絵に描いた餅にならないようにするためには、地域住民の協力などの視点を入れていく必要があります。県が真剣になって取り組み、市町村に対するアドバイスなどをしていく必要があると考えています。

私は福島県防災基本条例（仮称）検討委員会の委員にもなっていますが、災害は予知が難しいことから、いつどこで起こるか分からない。各市町村の自主防災組織を強化して対応していく必要があると考えています。

(鎌田委員長) 篠原委員から、個別避難計画について、計画を立てるだけでなく、県の支援により計画の実効性を担保してほしいとの御意見いただきました。いかがでしょうか。

(保健福祉総務課長) 個別避難計画については、危機管理部が主体となりますが、発災時に実際の行動が取れるよう、要支援者に対する対応を保健福祉部も連携しながら検討してまいります。

(篠原委員) ありがとうございます。

(鎌田委員長) 他に、御意見や御質問はございませんか。

委員長の立場ではありますが、指標 No. 32 以降にある医師数について。全県の指標も大切ですが、いわき市の人間としては地域偏在も課題として感じているところです。医師の偏在を是正するため、県として市町村向けに取り組んでいる事業はありますか。

(医療人材対策室長) 医療人材対策室でございます。

まず、医師偏在指標について、福島県全体が全国順位下位1/3の医師少数県となっている状況です。このような中、医師確保に向け、修学資金を貸与した医師について、要綱に基づき勤務先の市町村を調整し、特に不足している地域へ配置しているところです。また、福

島県外から指導医を招聘し、医師不足地域の医療機関に継続的に派遣する取組や、県立医大において被災地である浜通り地域に医師派遣を行うための災害医療支援講座を設ける取組などを実施しているところです。県といたしましては、引き続き、医師確保対策に全力で取り組んでまいります。

(鎌田委員長) ぜひ、取組を前に進めていただきたいと思います。

(原委員) 医師確保に取り組んでいただきありがとうございます。現場として不自由しているのは、医師だけでなく、看護師や介護福祉士等の医療従事者も地域の定着が難しいと感じているところです。人材を育成する前の、数の確保が問題としてあります。部門別に見ても、充足しているところはありません。都会だけでなく地元にも目を向けていただきたいと思います。考えていますが、医師以外の医療従事者等についても、地域定着や人材確保に向けて取り組んでいることがあれば、教えていただけますか。

(医療人材対策室長) 看護師等の医療従事者についても、修学資金を貸与しているほか、若者の定着や、離職防止に取り組んでいるところです。また、今年度から、子どもの看護職就業への憧れや興味、関心を高めるため、小中学生を対象とした看護体験イベント等を企画しており、若年層を対象とした取組について、一層強化してまいります。

(鎌田委員長) そのほかにつきましては、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

(鎌田委員長) 本日、予定しておりました議事については、以上であります。各委員の皆様から何かございますか。

(意見なし)

(鎌田委員長) それでは、本日予定しておりました議題は、全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては、円滑な審議協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

(部企画主幹) 事務局でございます。

長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。最後に、保健福祉部長の三浦よりご挨拶申し上げます。

(保健福祉部長) 本日は、誠にありがとうございました。県立社会福祉施設のあり方専門分科会、保健医療福祉復興ビジョンについて御議論いただきました。皆様からいただいた御意見を踏まえ、適切に施策へ反映させるとともに、今後も、御意見や御要望を丁寧に向いながら、保健福祉行政の推進に取り組んでまいります。本日はありがとうございました。

(部企画主幹) 本日は、お忙しいところ、審議会に御出席いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第1回福島県社会福祉審議会を閉会させていただきます。